



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年12月18日金曜日 第167号外1

## ◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....（税務課）..... 1  
 愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）..... 2  
 えひめこどもの城管理条例の一部を改正する条例.....（子育て支援課）..... 2  
 愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例.....（港湾海岸課）..... 3

## 条 例

### ○愛媛県条例第45号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年12月18日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例（平成19年愛媛県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の不均一課税）</p> <p><b>第3条</b> 常時雇用する労働者の数が<u>43.5人</u>未満である法人（知事が定めるものに限る。）であって平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する最後の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の雇用障害者数（基準事業年度を有しない法人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）第18条の2及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>2 常時雇用する労働者の数が<u>43.5人</u>未満である個人（知事が定めるものに限る。）であって令和2年1月1日から令和4年12月31日までの各年の雇用障害者数が平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間（以下「基準年」という。）の雇用障害者数（基準年を有しない個人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>（事業税の不均一課税）</p> <p><b>第3条</b> 常時雇用する労働者の数が<u>45.5人</u>未満である法人（知事が定めるものに限る。）であって平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する最後の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の雇用障害者数（基準事業年度を有しない法人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）第18条の2及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>2 常時雇用する労働者の数が<u>45.5人</u>未満である個人（知事が定めるものに限る。）であって令和2年1月1日から令和4年12月31日までの各年の雇用障害者数が平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間（以下「基準年」という。）の雇用障害者数（基準年を有しない個人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>3・4 省略</p>

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年3月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定及び附則第3項の規定は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項に規定する要件に該当する法人に対するこの条例の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。

3 旧条例第3条第2項に規定する要件に該当する個人に対する令和4年度分までの個人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第46号

愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年12月18日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例（平成20年愛媛県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（不動産取得税の課税免除）</p> <p><b>第2条</b> 促進区域内において、法第4条第1項に規定する基本計画の同条第6項の規定による同意（当該同意が令和3年3月31日までに行われたものに限る。）の日から起算して5年以内に、<u>法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）</u>第2条に規定する対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）をした法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>	<p>（不動産取得税の課税免除）</p> <p><b>第2条</b> 促進区域内において、法第4条第1項に規定する基本計画の同条第6項の規定による同意（当該同意が令和3年3月31日までに行われたものに限る。）の日から起算して5年以内に、<u>法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）</u>第2条に規定する対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）をした法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第47号

えひめこどもの城管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年12月18日

愛媛県知事 中村時広

えひめこどもの城管理条例の一部を改正する条例

えひめこどもの城管理条例（平成17年愛媛県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
<p><b>別表第2</b>（第6条、第9条、第13条、第14条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エア式大型スライダー</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ジップライン</td> <td>1人1往復につき</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	省略			エア式大型スライダー	省略		ジップライン	1人1往復につき	2,500円	<p><b>別表第2</b>（第6条、第9条、第13条、第14条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エア式大型スライダー</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	省略			エア式大型スライダー	省略	
区 分	単 位	金 額																				
省略																						
エア式大型スライダー	省略																					
ジップライン	1人1往復につき	2,500円																				
区 分	単 位	金 額																				
省略																						
エア式大型スライダー	省略																					

附 則

この条例は、令和3年3月1日から施行する。

○愛媛県条例第48号

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例

愛媛県港湾管理条例（昭和28年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
<b>別表第5（第10条関係）</b>					<b>別表第5（第10条関係）</b>					
1 省略					1 省略					
2 その他の港湾施設使用料					2 その他の港湾施設使用料					
港湾施設	区 分	単 位	金 額		港湾施設	区 分	単 位	金 額		
			重要港湾	地方港湾				重要港湾	地方港湾	
省略					省略					
軌道走行式荷役機械	ガントリークレーン	30分までごとにつき	(1) <u>松山港</u> <u>27,98</u>		軌道走行式荷役機械	ガントリークレーン	30分までごとにつき	<u>27,985.9円</u>		
			(2) <u>三島川之江港</u> <u>21,604円</u>							
移動式荷役機械	省略				移動式荷役機械	省略				
	<u>コンテナ用リフト</u> （最大荷重が10トンを超えるもの）	省略				<u>フォークリフト</u> （最大荷重が10トンを超えるもの）	省略			
	<u>コンテナ用リフト</u> （最大荷重が10トン以下のもの）	省略				<u>フォークリフト</u> （最大荷重が10トン以下のもの）	省略			
省略					省略					
注 省略					注 省略					

附 則

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。